

海外渡航と健康診断、放射線業務従事について

[海外渡航者向け案内資料]

◆ 健康診断について

法令により、職場と雇用関係のある職員は以下のような健康診断を受診する必要があります。

対象	健康診断	回数	時期
①全職員	定期健康診断（安衛則44条）	1年に1回	6月頃
②放射線業務を行う職員	電離放射線健康診断（電離則56条）	半年に1回	6・12月頃
③6ヶ月以上の海外渡航を行う職員	渡航前/後 健康診断（安衛則44条の2）	渡航前・後に1回ずつ	適宜

（※本記載は説明を目的としたものであり、厳密な定義を示すものではありません。）

○長期海外滞在により上記健康診断を受診できない/する必要のある職員

→6ヶ月以上の海外渡航を行うことが決まり次第、健康相談室へ連絡する→帰国前/後の健康診断の予約についてご案内いたします。

※指定医療機関の予約はすぐには取りにくいので、なるべく早く健康相談室へご連絡ください。

○KEKの放射線業務従事者を継続して海外で放射線業務を行う職員

→前回の受診から6か月以上経過していると放射線業務に従事できないため、KEKでの電離放射線健康診断を行う必要があります。

※受診、問診の際には滞在先の機関で被ばく歴をご確認ください。

○長期間（数年単位）で海外渡航を行っている職員で一時帰国する場合

→できるだけ早期に健康相談室へ連絡する→指定医療機関の受診等ご案内いたします。

★電離放射線健康診断の受診方法★

<基本：以下A、Bを忘れずに行ってください>

- A 定期健康診断会場での受診（例年6月）
- B 定期Web問診（例年12月）

<海外渡航等で上記の受診ができない場合：健康相談室までご連絡ください>

- C 産業医面談による問診（対面/オンライン）
- D 指定医療機関での受診

■相談先：KEK健康相談室 kenkou5600@ml.post.kek.jp

KEKの放射線従事者を継続して長期間海外で放射線業務を行う場合

◆ 再教育訓練について

10月～11月頃にE-learningシステムで再教育訓練を行います。機構メールでアナウンスされます。必ず受講してください。

◆ 被ばく線量の管理について

KEKの従事者管理システムに記録するため、概ね1年に1回（年度末など）、滞在先の機関で被ばく歴を発行して放射線事務室までご送付ください。
また、0.1 mSvを超える被ばくがあった場合は放射線事務室までご連絡ください

◆ 長期滞在を終えて帰国したら

バッジ再開の手続きをしますので放射線事務室にご連絡ください。その際、滞在していた機関での被ばく歴を放射線事務室にご提出ください。
なお、電離放射線健康診断の受診方法（前頁参照）については、直近の受診状況や時期により健康相談室からご案内します。

■放射線事務室：rad-office@ml.post.kek.jp